八王子市家事・育児支援従事者資格取得助成金交付要綱

制定

（目的）

第１条　この要綱は八王子市に住所を有する者が家事育児支援にかかわる資格を取得するために要する費用を助成することにより、八王子市内の家事及び育児支援の担い手を育成、また担い手を増やすことで安定的な家事育児支援環境の確保を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第２条　助成対象者は、次の各号全てに該当する者とする。

（1）以下のいずれかの資格を新たに取得した方

ア　ベビーシッター

イ　産後ドゥーラ

（2）資格取得時に市内に住所を有していること

（3）市民税を滞納していないこと

（4）3 年間以上、八王子市産前・産後サポート事業のヘルパーとして活動できること

（5）他自治体で同資格取得について助成を受けていないこと、又はこの助成金の交付を受けていないこと

（助成の対象経費）

第３条　本助成の対象は、資格取得にかかる費用とする。ただし、更新料、賠償責任保険料等は含めないものとする。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、助成対象経費の 2 分の 1 の額。上限 200,000 円までとし、予算の範囲において交付することとする。

（助成金の利用事前申請）

第５条　助成金の交付を受けようとするものは、資格取得予定年度内に利用事前申請を行うこととする。

（1）助成金の利用事前申請は１人につき１回限りとする

２　利用事前申請に際し、以下の書類を添えて市長に申請するものとする。

（1）資格取得助成金利用事前申請書
（2）取得予定資格の講座概要や資格内容が確認できる書類

（助成金の利用事前申請の受理）
第 6 条　市長は、前条の規定による申し込みがあったときは、利用事前申請書を審査し、申し込みが適当であると認めるときは、受理通知書により当該申請者に通知する。なお、市長は受理に際し、条件を付すことができる。
（1）助成金の利用事前申請が予算の範囲を超える場合は、先着順により受理対象者を決定する

（助成金の交付申請）
第 7 条　助成金の交付を受けようとするものは、資格取得助成金交付申請書兼請求書に次の書類を添えて市長に申請するものとする。
（1）資格取得を証明する書類の写し（資格証明書など）
（2）資格取得のための支払い額を証明する書類
（3）本人確認書類
（4）口座番号の分かるものの写し
（5）誓約書
（6）利用事前申請の受理通知書
第 2 条の規定による申請は 1 人につき 1 回限りとする。

（助成金の交付決定）
第 8 条　市長は前条の規定による申請があったときには、毎年度予算の範囲内において、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、交付決定者に通知する。

（交付決定の取消し）
第 9 条　市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる
（1）助成対象者の規定を満たさないとき
（2）偽りその他不正の手段により助成金の承認を受けたとき
（3）交付決定者が取り消しの意思を示したとき
（4）第 2 条に定める八王子市産前・産後サポート事業のヘルパーとして活動を行えないことが明確なとき

（助成金の返還）
第 10 条　市長は前項の規定により交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、市長は、期限を定めて当該助成金の全部を返還させることができる。

（助成金を受けた者の責務）
第 11 条　助成金を受けた者は、3 年間以上、八王子市産前・産後サポート事業のヘルパーとして活動すること。ただし、市は活動機会の確保を保証するものではない。
２　助成金を満額（200.000 円）交付された者には、活動報告書（年 1 回 3 年分）の提出を求める場合がある。

（補則）
第１2 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は令和 8 年（2026 年）4 月 1 日より施行し適用する。